令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取り組み

基本方針•体制

- 1 生活指導のねらい
 - •児童が進んで基本的生活習慣を身につけ、健康で安全な学校生活を送れるように努める。
 - •「人との関わり合いの中で相手の気持ちや考えをわかり合い、思いやりのある行動ができる子」の育成を図る。
 - 安全教育の徹底し、自他の生命を大切にする態度や危険から身を守る行動力を育てる。

2 指導上の留意点

- 全職員が共通理解のもとに協力して、一貫性・持続性・適時性をもった指導を行う。
- 看護当番を全教員が輪番で担当し、安全教育と重点目標達成の指導を行う。
- 3 重点目標達成のための具体的な手だて

自ら考え、話し合い、生活をよりよくしようとする児童を育成する

・ 危険回避について

受け身でなく、自分たちでルールを作り、守ろうとする態度を育てる。 廊下の歩き方では、危険個所を話し合い、ポスター作り・声掛けなどで各クラスから全 校に発信し、振り返りをしていく。

- あいさつなどの生活習慣について なぜするのかを考えさせ、「しなければいけない」から「気持ち良いから進んでしよう」 と思えるようにしていく。その結果、児童同士、また、児童と教師、地域保護者も含め、 よりよい関係が作れていくようにする。
- 整理整頓、掃除などの美化活動 次に使う人のことを考えるという気持ちを育てる。大掃除では、汚いところを発見させ、 計画を立てて掃除をしていく。

体罰防止のための取り組み

- 1. 4月職員会議で、全教員に教育公務員として服務の根本基準及び章句無上の義務について指導を行う。
- 2. 「体罰防止セルフチェックシート」を全員に配布し、毎月状況を把握する。
- 3. 毎日、管理職が校内を巡視し、必要に応じて助言・指導を行う。
- 4. 7月と12月に管理職が服務研修を行う。
- 5. 日常的に職員夕会等で服務事故について周知し、服務事故防止の啓蒙をはかる。
- 6. 自己申告の際、教員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確 実に指導する。